

徳島県規則第一号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第二十九号）の施行期日は、令和七年二月一日とする。